

# 写真管理基準（案）

今 治 市

平成30年10月

## 目 次

写真管理基準	1
撮影箇所一覧表	4
品質管理写真撮影箇所一覧表	5
出来形管理写真撮影箇所一覧表	5

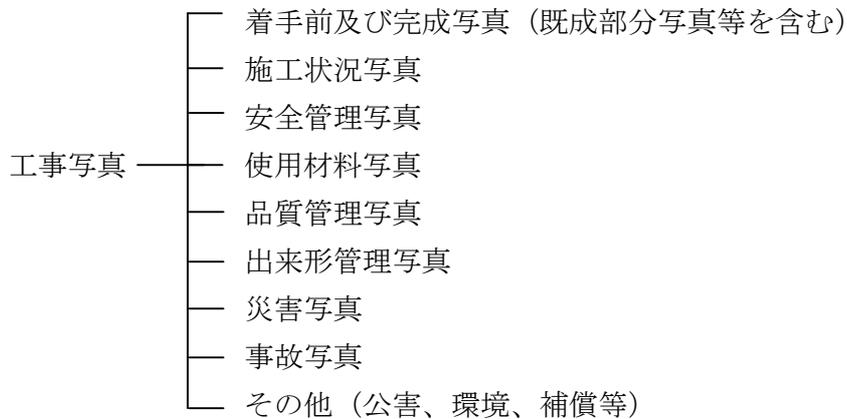
# 写真管理基準

## (適用範囲)

1. この写真管理基準は、土木工事施工管理基準7に定める土木工事の工事写真（電子媒体によるものを含む）の撮影に適用する。なお、港湾工事における品質管理写真及び出来形管理写真については、日本港湾協会港湾工事共通仕様書（平成21年4月）の港湾工事写真管理基準によることとし、それ以外については写真管理基準（案）によるものとする。

## (工事写真の分類)

2. 工事写真は次のように分類する。



## (工事写真の撮影基準)

3. 工事写真の撮影は以下の要領で行う。

### (1) 撮影頻度

工事写真の撮影頻度は別紙撮影箇所一覧表に示すものとする。

### (2) 撮影方法

写真撮影にあたっては、原則として、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略 図

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理するものとする。

特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

## (写真の省略)

4. 工事写真は次の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を細別ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督員が臨場して段階確認した箇所（不可視部分を含む）は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

（写真の色彩）

5. 写真はカラーとする。

（写真の大きさ）

6. 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。

(1) 着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真（つなぎ写真可）とすることができる。

(2) 監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。

（工事写真帳の大きさ）

7. 工事写真帳は、4切版のフリーアルバムまたは、A4版を原則とする。

（工事写真の提出部数及び形式）

8. 工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。

(1) 工事写真として、工事写真帳を1部提出する。

(2) 監督員が原本（ネガまたは電子媒体）を請求した場合は、工事写真帳と同時に提出する。

（工事写真の整理方法）

9. 工事写真の整理方法は次によるものとする。

(1) 工事写真の原本をネガ又は電子媒体で提出する場合は、撮影内容等が判別できるよう、整理し提出する。

(2) 工事写真帳の整理については、工種毎に別紙撮影箇所一覧表の提出頻度に示すものを標準とする。なお、提出頻度とは、請負者が撮影頻度に基づき撮影した工事写真のうち、工事写真帳として整理提出する枚数を示したものである。

(3) 電子媒体で提出する場合、工事写真の属性情報等については、「愛媛県工事完成図書電子納品要領」によるものとする。

（留意事項等）

10. 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。

(1) 撮影項目、撮影頻度等については、可視部分を基本として定めており、不可視となる出来形部分については、全測点において出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。

(2) 撮影項目、撮影頻度等については、工事内容により不適切な場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。

(3) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。

(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、参考図を作成するなど、容易に判別できるよう整理に努めること。

(5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員の承諾を得て取り扱いを定めるものとする。

(その他)

#### 10. 用語の定義

(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所を示すもので、監督員の承諾した箇所をいう。

(2) 適宜提出とは、監督員が指示した箇所を提出することをいう。

(3) 提出頻度の不要とは、原本は提出するが、工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。

## 撮 影 箇 所 一 覧 表

区 分	工 種	写真管理項目		摘 要
		撮影項目	撮影頻度(時期)	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分 写真	着手前1回 [着手前]	
	完 成	全景又は代表部分 写真	施工完了後1回 [完成後]	
施工状況写真	工事施工中	施工中の写真	工種、種別毎に設計図書に従い 施工していることが確認で きるように適宜 [施工中]	創意工夫・社会性等に関する 実施状況が確認できるように 適宜 [施工中]
			創意工夫・社会性等に関する 実施状況が確認できるように 適宜 [施工中]	
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状 況、形状寸法	1 施工箇所に1回 [施工前後]	
	図面との不一致	図面と現地との 不一致の写真	必要に応じて [発生時]	工事打合簿に添付 する
安全管理	安全管理	各種標識類の設置 状況	各種類毎に1回 [設置後]	
		各種保安施設の設 置状況	各種類毎に1回 [設置後]	
		交通誘導員の交通 整理状況	交通整理区間ごとに1回 [作業中]	
		安全訓練等の実施 状況	実施毎に1回 [実施中]	実施状況資料に添 付
使用材料	使用材料	形状寸法	各品目毎に1回 [使用前]	品質証明に添付す る
		検査実施状況	各品目毎に1回 [検査時]	
品質管理写真	別添 品質管理写真撮影箇所一覧表に記載			
出来形管理写真	別添 出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載			
災 害	被災状況	被災状況及び被災 規模等	その都度 [被災前] [被災直後] [被災後]	
事 故	事故報告	事故の状況	その都度 [発生前] [発生直後] [発生後]	着手前は付近の写 真でも可
その他	補償関係	被害又は損害状況 等	その都度 [発生前] [発生直後] [発生後]	
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回 [設置後]	

## 品質管理写真撮影箇所一覧表

愛媛県が定める「写真管理基準(案)」の品質管理写真撮影箇所一覧表

番号1 セメントコンクリートから番号32 工場製作工 を適用するものとする。

## 出来形管理写真撮影箇所一覧表

愛媛県が定める「写真管理基準(案)」の出来形管理写真撮影箇所一覧表

第1編 共通編 から その他 までを適用するものとする。